（虐待の防止）

第四十条の二　介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（基本方針）

第四十四条　（略）

2　（略）

3　ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（厚生労働省令で定める施設）

第四十五条　（略）

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　ユニット

イ　療養室

(1)　（略）

(2)　療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3)　一の療養室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

（削る）

（削る）

(4)～(7)　（略）

ロ～ニ　（略）

二　診察室

イ・ロ　（略）

ハ　臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第九条の七から第九条の七の三までの規定を準用する。

三～五　（略）

3　（略）

（新設）

（基本方針）

第四十四条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（厚生労働省令で定める施設）

第四十五条　（略）

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　ユニット

イ　療養室

(1)　（略）

(2)　療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3)　一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i)　十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii)　ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4)～(7)　（略）

ロ～ニ　（略）

二　診察室

イ・ロ　（略）

（新設）

三～五　（略）

3　（略）